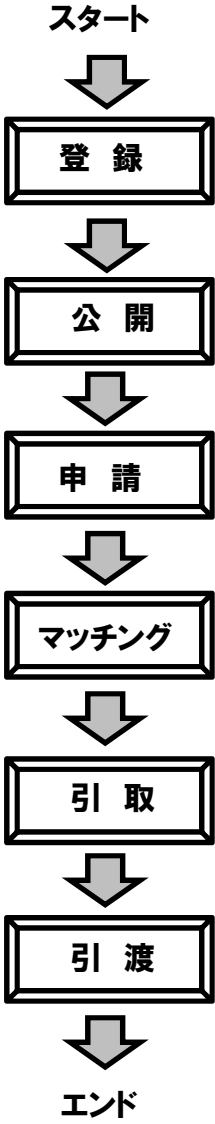


# 『不用品譲りますコーナー』 運用マニュアル

令和6年1月作成  
赤井Rプロジェクト

## 全体の流れ



“あげたい人”が町会に連絡して不用品を登録

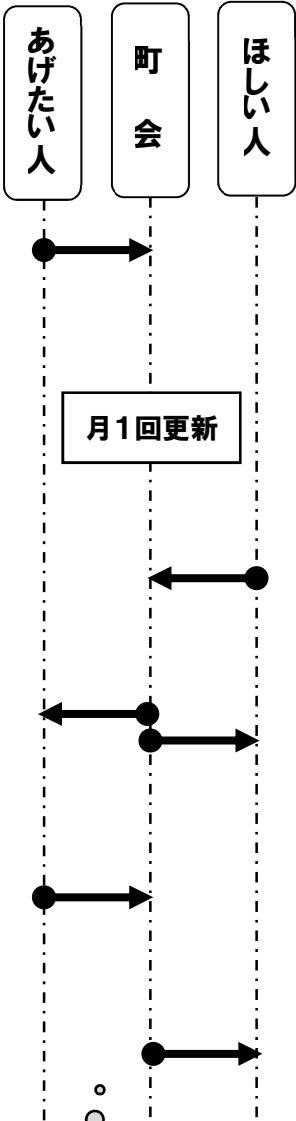
町会が回覧板、インターネット(ホームページ)、掲示板で不用品情報(登録物品リスト)を公表

“ほしい人”が申請期間内に町会に連絡して応募

町会が判断して取引成立を決定し当事者双方に連絡

町会が“あげたい人”から登録物品を引き取る

町会が“ほしい人”に登録物品を引き渡す



町会が介する間取引

## 登録できる物とは

登録できる物 ○	登録できない物 ×
<ul style="list-style-type: none"> <li>家具類、家庭電気製品</li> <li>健康器具、コンピューター用品</li> <li>衣類、靴、布団（未使用に近いもの）</li> <li>食器、台所用品、陶器</li> <li>ベビー用品、子ども用品、おもちゃ</li> <li>スポーツ用品、娯楽用品、趣味用品</li> <li>楽器、音楽CD、DVD</li> <li>ゲームソフト、雑誌、書籍など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物、食料品</li> <li>化粧品</li> <li>貴金属</li> <li>医薬品類、医療用品</li> <li>修理が必要なもの</li> <li>チケットなどの金券類</li> <li>バイク、自動車など名義変更が必要なもの</li> <li>法令や公序良俗に反するもの</li> </ul>

(裏面に続く)

## 運用方法

利用できる人は

赤井町会在住者（赤井地区に住んでいるすべての方）  
但し、町会加入者にはマッチング段階において優先権あり


登録方法  
（登録するときは）

専用電話（050-6880-2925）に下記事項を連絡して登録

- ① 住所、氏名、電話番号（自宅&携帯）
- ② 物品名、型式
- ③ 仕様、特徴、サイズ
- ④ 写真（数枚程度）
- ⑤ 購入時期、使用頻度、状態、その他

公開方法  
（登録内容を知るには）

次の3パターンにて登録物品リストを公表  
月1回の頻度で月初更新

- ① 回覧板：月初の回覧物
- ② インターネット：赤井町会ホームページ 
- ③ 掲示板：町会会館駐車場入口の町会掲示板（市掲示板の右隣）



申請方法  
（応募するときは）

必ず申請期間内に専用電話（050-6880-2925）に下記事項を  
連絡して応募受付

- ① 住所、氏名、電話番号（自宅&携帯）
- ② 町会加入の有無（有の場合、地区&班）
- ③ 登録番号、登録物品名

マッチングについて

申請期間終了後に町会担当者が取引成立を決定して“あげたい人”と  
“ほしい人”とに連絡（申請が無かった物品は次回更新時に再掲載）  
特定の登録物品に“ほしい人”が複数存在した場合、町会加入者を優先  
し、町会加入者が複数存在した場合には町会担当者が抽選で決定

引取について

取引成立決定後に町会担当者が“あげたい人”から登録物品を引き取っ  
て町会会館に移動して一時保管

引渡について

町会担当者が“ほしい人”に連絡して町会会館にて登録物品を引き渡す

登録取下のときは

“あげたい人”が専用電話（050-6880-2925）に連絡して取下  
但し、“ほしい人”が決定した後の取下は不可

## 特記事項

- 基本的に無償取引のみとし、有償取引は不可とします
- “あげたい人”と“ほしい人”とが直接顔を合わすことはありません
- “あげたい人”と“ほしい人”の個人情報  
は町会担当者が責任をもって  
厳重に管理し、細心の注意を払って取り扱います